

「愛知県嚴重警戒措置」の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(7/12～8/11 実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県嚴重警戒措置」の実施に伴い、7月12日(月)から8月11日(水)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(7/12～8/11 実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮等*を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(7/12～8/11 実施分)」を交付します。

*営業時間短縮等には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

2 要請内容・対象期間・支給額等(予定)

対象エリア	愛知県全域
対象期間	2021年7月12日(月)から8月11日(水)まで【31日間】
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む) ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
営業時間の短縮	午前5時～午後9時
主な要件	○業種別ガイドラインを遵守 ○県の「ニューあいちスタダード(あいスタ)」の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ○カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)
交付額(1店舗1日あたり)	○中小企業※1 売上高に応じて2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割(最大20万円※2)

※1 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能

※2 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

3 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

4 申請に必要な書類（予定）

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ・飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
 - ・店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮等の状況が分かる書類
 - ・営業時間短縮、カラオケ設備の利用自粛等を知らせるホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
 - ・確定申告書の写し
 - ・売上帳等の帳簿の写し（店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの）
- (6) 本人確認書類
 - ・運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類 など

5 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】（7/12～8/11 実施分）」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

[参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655（10時～17時、土日祝）】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PRステッカー・ポスターの取得方法等）については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/11 実施分）」【営業時間短縮要請枠】

よくある質問 （2021年7月8日版）

1. 協力金の概要

1-1. 要請の期間はいつですか。

→7月12日(月)から8月11日(水)までの31日間です。

1-2. 誰がこの協力金の対象となりますか。

→飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する飲食店等で、営業時間短縮要請を受けて時間短縮に協力した施設を運営する事業者が対象となります。

1-3. 協力金の交付に必要な要件は何ですか。

→以下の要件を満たす必要があります。

- ①営業時間短縮の実施（午前5時～午後9時）
- ②業種別ガイドラインの遵守
- ③県の飲食店に対する第三者認証制度「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受け、認証ステッカーの掲示、又は、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示
- ④カラオケ設備の利用自粛（カラオケボックスを除く）

1-4. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のウェブサイトをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

1-5. 協力金の申請はいつから始まりますか。

→申請手続きについては、現在調整中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

2. 事業主体について

2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→大企業も交付対象になります。

2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→営業時間短縮要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において営業時間短縮等に協力した日数となります。

2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

3. 対象となる施設の種類の種類と営業形態について

3-1. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には時短要請を行っていません。

3-2. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには時短要請を行っていません。

4. 営業時間・営業日について

4-1. 従前の営業時間が、午前11時から午後7時までの飲食店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前5時から午後9時までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象となりません。

4-2. 営業時間短縮要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

4-3. 営業時間短縮要請期間中、営業時間を短縮できず、午後11時まで営業した日があります。協力金はどのように交付されますか。

→営業時間を短縮できなかった日は交付対象日数に含めることはできません。

4-4. 午後9時までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを午後9時にすればよいですか。

→午後9時までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

4-6. 従前、午後9時を過ぎて営業していた飲食店が、午後9時以降はテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。

→営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

5. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

5-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守のほか、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示、又は、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証と認証ステッカーの掲示が協力金の交付の条件になります。

「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

5-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について（PRステッカー・ポスター）

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

5-3. 期間中を通して終日休業しますが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

5-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

6. 第三者認証制度「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」と認証ステッカーの掲示について

6-1. 「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」とは何ですか。また、認証はどのように行うのですか。

→安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する新しい制度です。なお、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 「ニューあいちスタンダード」専用ウェブサイト

<https://newaista-ninsho.jp/>

6-2. 認証ステッカーの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守のほか、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示、又は、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証と認証ステッカーの掲示が協力金の交付の条件になります。

そのため、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証と認証ステッカーの掲示がなくても、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示があれば交付対象となります。

なお、今後、飲食店等に対する愛知県感染防止対策協力金の申請には、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受けていることを求めていく予定です。既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受ける必要がありますので、お早目の申請をお願いします。

6-3. 期間中を通して終日休業しますが、認証ステッカーの掲示は必要ですか。

→休業する場合も認証ステッカーの掲示は必要です。

7. 要請に応じた日数について

7-1. 協力金の交付を受けるには、要請期間の全ての期間において、営業時間の短縮を行う必要がありますか。

→施設ごとに、要請に応じた日数分を交付します。

7-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、全ての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。

→要請対象施設は、全面的に要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

8. 協力金交付額について

8-1. 交付額はどのような額となりますか。

→1店舗1日あたりの交付額の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○中小企業者等^{*1}：売上高に応じて2.5万円～7.5万円

○大企業：売上高減少額の4割（最大20万円^{*2}）

※1 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

※2 20万円 又は 2020年度若しくは2019年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

9. 他の協力金等の重複支給について

9-1. これまでの営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

9-2. 国の月次支援金において、対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となる事業者は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→該当します。そのため、当協力金の支給対象となる事業者は、その対象月における月次支援金の支給を受けることはできません。

9-3. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。